

第 5 4 号議案

準用河川牧田川河川改修工事請負契約の締結について

準用河川牧田川河川改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年亀岡市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 準用河川牧田川河川改修工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 4 1 6 , 3 5 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 清水建設・日本道路共同企業体
代表者
大阪府大阪市中央区本町三丁目 5 番 7 号
清水建設株式会社関西支店
常務執行役員支店長 坂 尾 彰 信
構成員
京都府久世郡久御山町市田新珠城 2 3 6
番 1
日本道路株式会社京滋営業所
所長 工 藤 智 |



工事請負仮契約書

- 1 工 事 番 号 8河改第2号
- 2 工 事 名 準用河川牧田川河川改修工事
- 3 工 事 場 所 亀岡市篠町篠地内
- 4 請 負 代 金 額 ￥416,350,000—
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥37,850,000—)
- 5 工 期 着工 議会の議決のあった翌日
完成 令和9年3月31日
- 6 契 約 保 証 金 要
- 7 解体工事に要する費用等 省略

第1条(総則)から第53条(補則)まで 省略
(仮契約の条項)

第54条 この契約書は、発注者がこの契約について、亀岡市議会の議決を得たときに、本契約書として効力を発生するものである。

この契約を証するため本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年8月28日

発注者

京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市長 桂川孝裕 印

清水建設・日本道路共同企業体
代表者

受注者 住 所 大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号
商号又は名称 清水建設株式会社関西支店
代 表 者 名 常務執行役員支店長 坂尾彰信 印

構成員

住 所 京都府久世郡久御山町市田新珠城236番1
商号又は名称 日本道路株式会社京滋営業所
代 表 者 名 所長 工藤 智 印

工事請負契約締結議案明細書（予定）

契 約 の 目 的	準用河川牧田川河川改修工事
契 約 の 方 法	随意契約
契 約 金 額	金 4 1 6 , 3 5 0 , 0 0 0 円
契約の相手方	清水建設・日本道路共同企業体 代表者 大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号 清水建設株式会社関西支店 常務執行役員支店長 坂尾 彰信 構成員 京都府久世郡久御山町市田新珠城236番1 日本道路株式会社京滋営業所 所長 工藤 智
工 事 場 所	亀岡市篠町篠地内
工 期	着工 議会の議決のあった翌日 完成 令和 9 年 3 月 3 1 日
工 事 概 要	・土工 1 式 ・U型護岸工 1 式 ・コンクリートブロック積 $A = 772 \text{ m}^2$ ・河床張工 $L = 262 \text{ m}$ ・落差工 $L = 54 \text{ m}$ ・碎石舗装 $A = 384 \text{ m}^2$ ・管理用通路BOX工 $L = 5 \text{ m}$ ・構造物撤去工 1 式 ・仮設工 1 式